

安倍首相、本音をズバツと言つてください！

坪井 主 税

五月一五日、安倍首相の私的諮問機関である安保法制懇（安全保障の法的基礎の再構築に関する懇談会）が、新聞にして三頁におよぶ長い長い報告書を首相に提出した。それを受けて首相は、同日午後六時から三〇分間の記者会見にのぞみ、冒頭の一分間、予め用意していたと思われる「自衛隊の武力行使に関する政府の基本的方向性」について演説した（NHK放映）。筆者は、報告書と対比しながら、何度も何度も聞いたが、いまだに安倍首相の本音が何か、推し量りかねている。

演説には、安倍首相お得意の「日米同盟の強化」や「米イージス艦の防護」は一度も出てこない。その一方、やたらと丁寧な「お子さん」「お孫さん」「お父さん」「お母さん」「おじいさん」「おばあさん」が出てくる。聞いていて、薄気味悪い。何か裏があるな、と思わせられる。いささかびっくりさせられたのは、報告書が「（武力行使を伴う）国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上、合法的活動には憲法上の制約はない」と提言したものを、「これは、これまでの憲法解釈とは論理的に整合しない・・・したがって、自衛隊が武力行使を目的として、湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してしない」と切つて捨

てたことだ。昨年九月、米国や国連で、そしてその後はアジアや欧州で、「日本は積極的平和主義を掲げて、地域の、世界の平和と安定にいままでも増して貢献していく国になります」と言ってきたのは何だったのか、と耳を疑った。これは、安倍首相が「安倍首相のお友達グループ」と揶揄されている安保法制懇とは同一体でないことを示すための戦術で、そういう武力行使は次の政権に任せます、ということなのか。

首相が報告書から採用したのは、我が国の安全に重大な影響をおよぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許されるという考え方で、具体的なケースを三つ挙げた。第一は、紛争国から逃れようとしていた日本人を同盟国の米国が救助し、輸送する米国の船を日本近海で守るケース。第二は、アジアやアフリカで医療活動などボランティア活動に従事する日本の青年が武装集団に襲われたとき、これを守るケース。そして第三は、自衛隊P.K.O部隊の近くにいる他国のP.K.O部隊が武装集団に襲われたとき、これを守るケースである。

第一のケースは、安倍首相の「偽造ケース」だ。これまでたしかに、在外邦人が紛争の危機に巻き込まれたことはあったが、米国に救

助され、米国の船で輸送されたことはない。紛争国近隣の国の航空機や日本の市民団体がチャーターした民間機で脱出している。それに、自衛隊法第八四条の三には、そういう場合、自衛隊機や艦艇あるいは（現地での借り受けも含め）車両で日本人を退避させると書いてある。

第二のケースは、あり得るかもしれない。海外でボランティア活動する団体には「いざというときには軍隊に救援を頼むと分かれれば、現地の人に信頼されない」とする方が多いだろうが、中にはそうではない団体もいるだろうから。

第三の、いわゆる「駆けつけ警護」のケースが最もあり得るケースだ。各国のP.K.O部隊はみな軍人集団。助けを求められて助けなければ、軍人としては非常識だろう。

ということは、安倍首相の演説の本音は、「駆けつけ警護」に理解を示す一部公明党議員を抱き込んで、P.K.O協力を改正することか。そうすることによって、人道支援目的で派遣する自衛隊P.K.O部隊に、一方では道路修復や給水などインフラ整備をさせながら、他方では、「駆けつけ警護」の名目で武力行使をさせ、憲法第九条が禁じている「海外での武力行使」の突破口にしようというのか。そしてそれを、憲法解釈の変更でやろうというのか。

集団的自衛権の行使や憲法解釈の変更の問題は、国民にとっては重大問題。たとえ一六分という短い時間でも、聞く者が推測しなければならぬ演説ではなく、本音がズバツとスッキリ分かる演説をしてもらいたいものだ。

↑つばい ちから・札幌学院大学名誉教授（平和学）